

島根県立大学・島根県立大学短期大学部におけるGPA制度の取り扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部におけるグレードポイントアベレージ（履修科目の成績の平均値、以下「GPA」という。）を算出する制度を定め、もって学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導及び学生支援に資することを目的とする。

(成績評価及びGP)

第2条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目について、5段階で評価し、当該評価に対し、次のとおりグレードポイント（各評価に与えられる評価点。以下「GP」という。）を付与する。

成績評価	秀	優	良	可	不可
判定基準	90点以上	80点以上 90点未満	70点以上 80点未満	60点以上 70点未満	60点未満
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(GPAの種類と計算方法)

第3条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）の2種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号に定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\frac{\text{当該学期の「秀」の単位数} \times 4 + \text{「優」の単位数} \times 3 + \text{「良」の単位数} \times 2 + \text{「可」の単位数} \times 1}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPAの計算式

$$\frac{\text{全期間の「秀」の単位数} \times 4 + \text{「優」の単位数} \times 3 + \text{「良」の単位数} \times 2 + \text{「可」の単位数} \times 1}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPA対象科目)

第4条 GPA対象科目は、島根県立大学学則第29条、島根県立大学別科学則第8条及び島根県立大学短期大学部学則第21条に規定する授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

(1) 修得単位と認定された授業科目

- (2) 合格及び不合格で成績を表示する科目
 - (3) 編入学および転入学における単位認定科目
 - (4) 再入学における単位認定科目
 - (5) 本学入学前に修得した単位認定科目
 - (6) 他大学で修得した科目
- 3 放棄された科目は、G P Aの算定に含めるものとし、当該科目の成績は「不可」とみなす。
- 4 累積G P Aの算定に当たり再履修科目が含まれている場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得G Pを算定から除外する。

(学期G P A及び累積G P Aの管理)

第5条 学期G P A及び累積G P Aに係る評価及び管理は、学務課において行う。

(苦情等の処理)

第6条 G P Aに関する苦情、申し立て等については、学務課を窓口とし、島根県立大学においては、教務部長が学部長又は別科長と協議し、島根県立大学短期大学部においては、教務学生生活部長が所属学科長と協議し処理するものとする。

(運用)

第7条 G P A制度に関する運用詳細や活用方法は各キャンパスにて定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、G P Aの取り扱いに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て学長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から実施し、平成29年に本学総合政策学部、看護学部、別科、短期大学部の第1年次に入学する者から適用する。
- 2 この要綱は令和7年4月1日から実施し、令和7年に本学国際関係学部、地域政策学部、看護栄養学部、人間文化学部、別科、短期大学部の第1学年に入学する者から適用する。